

レポート

米国 MAHA 運動と農業の接点

～グリホサート問題・再生型農業をめぐる展開～

政策研究事業本部 主任研究員 井上 領介

1. はじめに

2025 年に発足した第 2 次トランプ政権のもとでは、「Make America Healthy Again (MAHA: 米国を再び健康に)」というスローガンが政策の中核に入り込み、食の安全や農業のあり方をめぐる議論に影響を与えている。MAHA は、ロバート・F・ケネディ・ジュニア(以下、ケネディ氏)が旗振り役を務める社会運動であり、米国における慢性疾患の蔓延を、超加工食品、人工着色料、農薬・化学物質、さらにはワクチン接種などと結びつけて警鐘を鳴らしてきた。2025 年初頭にケネディ氏が保健福祉省(HHS)長官に就任したことで、この運動は連邦政府の政策立案プロセスに直接的な影響力を持つに至った。

MAHA の問題意識は、健康を「医療」ではなく「食・農」の川上から捉え直そうとする点に特徴がある。すなわち、健康な土壌から健康な作物が育ち、それを食べることが人の健康に繋がるという発想のもと、化学物質への依存の低減や、土壌の健康を重視する農法への転換が政策課題として掲げられる。その結果、MAHA の影響は保健政策にとどまらず、農業・食品政策の領域にまで及びつつある。もともと、政策の転換は農業生産者や関連産業の利害とも密接に関わることから、その足並みは必ずしも揃っていない。とりわけ農薬をめぐるのは、より踏み込んだ規制を求める MAHA の活動家層と、現状維持を求める農業生産者や農薬メーカー等の双方に配慮せざるを得ず、政権は両者の間で難しい舵取りを迫られている。

そこで本稿では、MAHA に係る米国の農業・食品政策の動向を、特に議論を呼んでいる農薬であるグリホサート系除草剤をめぐる動きと、再生型農業(Regenerative Agriculture)の推進という 2 つのトピックに焦点を当てて解説する。その上で、そこから日本の農業・食品政策が汲み取りうる示唆を得ることを目的とする。なお本稿では、特定の政策的立場の是非を論じるのではなく、中立的な立場から争点の構造と論点の所在を明らかにすることに主眼を置く。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 章では、MAHA の起源・理念と支持層を概観し、その農業・食品分野への影響を概説する。第 3 章では、グリホサートの使用状況と関連訴訟の経緯を概観した上で、直近の行政・立法・司法それぞれの動きを整理することで、関係者の立ち位置と今後の論点を整理する。第 4 章では、再生型農業に焦点を当て、その定義の状況と推進策を整理した上で、残された論点を検討する。第 5 章では、以上を踏まえた日本への含意を述べる。

2. MAHA とは

2.1 運動の起源と理念

MAHA は、糖尿病や肥満、自己免疫疾患といった慢性疾患の蔓延を、食習慣・化学物質への曝露・ライフスタイルの問題として捉え直し、投薬中心の医療体制からの転換を求める社会運動である。症状を薬で管理するのではなく、その根本的な原因を食や環境に求め、予防に重点を置こうとする点に特徴がある。主唱者のケネディ氏は、故ケネディ大統領の甥にあたり、環境訴訟弁護士として農薬・化学物質被害の訴訟に携わってきた経歴を持つ。2024 年大統領選に独立系候補として出馬して MAHA の知名度を高めたのち、選挙戦の途中でトランプ氏支持に転じ、2025 年 2 月に HHS 長官として政権入りした。

MAHA の理念的な特徴は、既存の政治的カテゴリーに収まらない点にある。環境保護、小規模農家の支援、巨大アグリビジネスへの批判といった、従来はむしろ左派的と結びつけられてきた課題が、「健康」というフレーミングのもとで共和党政権によって推進されている。この党派横断的な性格が、複雑な政治力学の源泉となっている。一方で、ワクチンへの懐疑など、主流の医学・公衆衛生と対立する主張も含んでおり、その科学的評価をめぐるっては批判も少なくない。

MAHA に係る政権の具体的な措置の第一歩として、2025 年 2 月 13 日、トランプ大統領が MAHA コミッション(大統領直属の委員会)を設置する大統領令に署名した(図表 1)。同コミッションはケネディ氏を委員長とし、とりわけ小児の慢性疾患の原因究明と政策提言を任務とするもので、これまでに 2 つの主要文書を公表している。2025 年 5 月に公表された評価報告書では、グリホサートやアトラジン等の農薬を健康リスクと関連づけていたが、農業界はこれに激しく反発し、2025 年 9 月に公表された戦略報告書では特定の農薬への言及はなかった¹。MAHA の理念と農業・化学業界の利害との間で、政権が難しい対応を迫られている状況がうかがえる。

図表 1 MAHA 全体に係る主な政権の動き

動き・文書	時期	主な内容
MAHA コミッション設置に係る大統領令(第 14212 号)	2025 年 2 月	ケネディ HHS 長官を委員長とするコミッションを設置。慢性疾患の原因究明と政策提言を任務とする。
MAHA 評価報告書 (Make Our Children Healthy Again: Assessment)	2025 年 5 月	小児慢性疾患の要因として超加工食品・化学物質曝露・ライフスタイル・過剰投薬を特定。グリホサートやアトラジン等の農薬を名指しで健康リスクと関連づけた。一方で、実在しない研究の引用など多数の誤りが指摘された。
MAHA 戦略報告書 (Make Our Children Healthy Again Strategy Report)	2025 年 9 月	100 超の政策提言を 4 領域(研究推進・インセンティブ再設計・官民連携・啓発)に整理。ただし、評価報告書にあったグリホサート・アトラジンの名指しや農薬使用削減への言及は控えられた。農業・化学業界の圧力による後退との指摘がある。

(出所) 各種報道および政府公表資料([大統領令](#)、[評価報告書](#)、[戦略報告書](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)をもとに当社作成

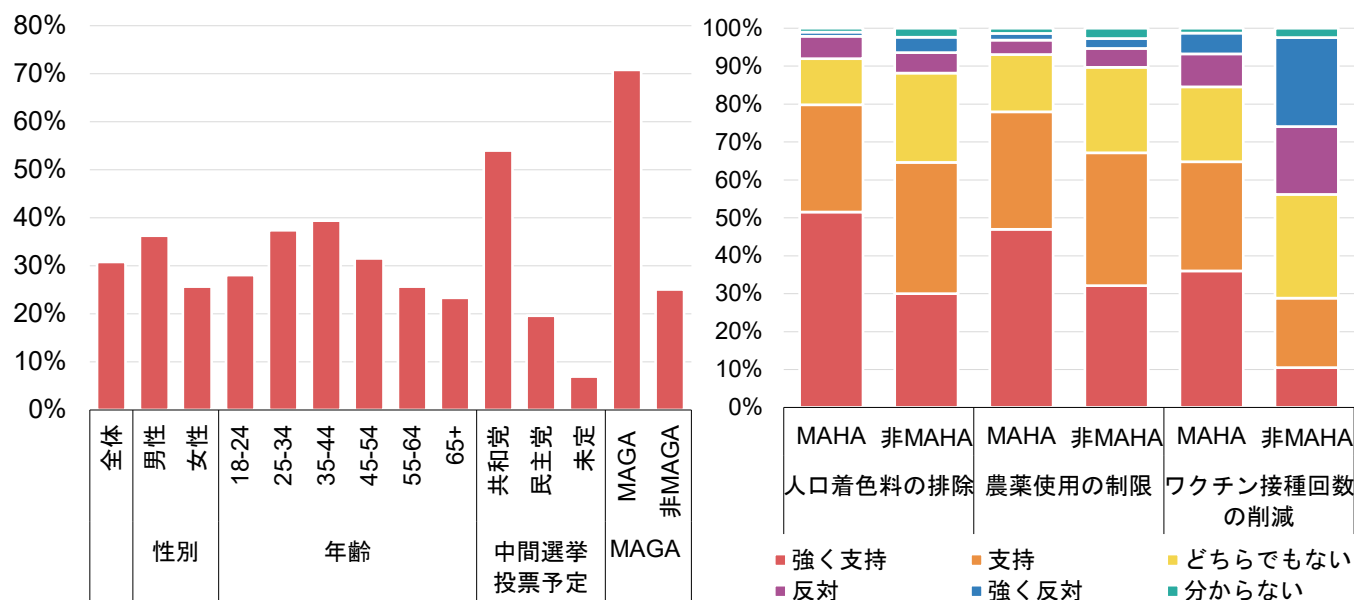
2.2 MAHA 支持層

Politico 紙が 2026 年 3 月に米国の成人 3,851 人を対象に実施した調査では、回答者の約 3 割が自らを MAHA 支持層と自認していた(図表 2)。同調査によると、MAGA(Make America Great Again:トランプ大統領の熱狂的支持層)の 7 割超が自らを MAHA とも認識しており、MAHA が MAGA と強く重なり合っていることを示している。

¹ Agri-pulse 紙([2025/5/22](#)、[2025/8/20](#)、[2025/9/9](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)による。ただし、最初の評価報告書については、実在しない研究への言及や引用の誤りを多数含むと報じられ、生成 AI の利用が疑われるなど、その科学的信頼性に疑問も呈された(Washington Post 紙 [2025/05/30](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)。

ただし、MAHA の特徴は、運動への帰属意識の有無を超えて、その掲げる政策自体が広く支持を集めている点にある。特に食・農分野では、人工着色料の削減や農薬の規制に関して、非 MAHA 派からも一定の支持を集めており、MAHA 的な食・農政策が広く受け入れられていることを示している(図表 2)。

図表 2 属性別の MAHA 派の割合(左)および各政策の支持状況(右)



(出所) Politico 紙世論調査結果 (2026/4/6) (外部リンク、2026/7/10 アクセス) をもとに当社作成

2.3 農業・食品産業への影響と本稿の焦点

MAHA に基づく施策はさまざまな形で農業・食品産業に影響を与えうる(図表 3)。これらのうち、農業生産そのものと最も直接的に関わり、かつ MAHA 運動の理念と政権の政策との間の緊張・矛盾が現れるのが、農薬(グリホサート)をめぐる問題と、再生型農業の推進である。前者は、MAHA 支持層が健康リスクの象徴とみなしている一方、政権側の対応は農業生産者・農薬業界に配慮し軟化している。後者は、農業分野における MAHA のソリューションとして政権は掲げているものの、その定義の曖昧さと実質的な内容の乏しさが目立っている。

本稿では、これら 2 点に焦点を当てる。第 3 章では MAHA 支持層が槍玉に上げるグリホサートをめぐる直近の動向を、続く第 4 章では MAHA に基づき推進される再生型農業をめぐる論点を、それぞれ詳細に検討する。

図表 3 MAHA に基づく農業・食品分野における主な施策とその影響

領域	主な動き	農業・食品産業への含意
食品成分・表示	「超加工食品」の定義に関する情報提供依頼を実施。大手食品メーカーが人工着色料の自主的削減・廃止を表明。	食品メーカーには成分見直しの圧力。
栄養プログラム (SNAP: 低所得者向け食料支援)	18 州が、「不健康」と判定された品目(加糖飲料等)を SNAP で購入できないよう制限する承認を取得。SNAP 取扱店に義務づける食品(タンパク質・穀物・乳製品・野菜果物の 4 分野)の品揃えを強化。	対象品目のメーカーや小売店に売上減少リスク。小売店は在庫コストの増大の懸念。
学校給食・児童栄養	地元産・未加工食品の学校調達促進、全乳の給食導入支援等。	地域の生産者・小規模農家に販路拡大の機会。
生産・農法	再生型農業パイロットプログラムを開始。再生型農業と農薬に係る大統領令を発出。	再生型農業に取り組む生産者には追い風。次章以降で詳述。

(出所) [USDA ウェブサイト](#) (外部リンク、2026/7/10 アクセス) 等をもとに当社作成

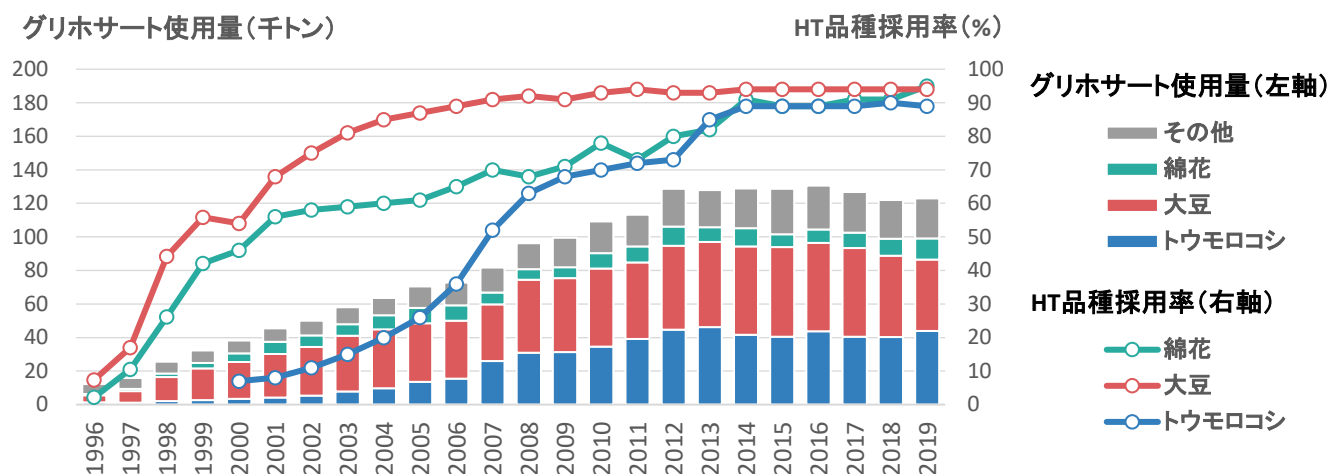
3. MAHA と農業の接点①: グリホサート

3.1 グリホサートの使用状況

グリホサートは米国で最も広く使われる除草剤の有効成分であり、バイエル(旧モンサント)の「ラウンドアップ」の主成分として知られる。米国におけるグリホサートの使用量は、1996 年に導入された遺伝子組み換え作物「ラウンドアップ・レディ」を契機に急拡大した²。グリホサートは植物を選ばず枯らす非選択性除草剤だが、グリホサート耐性品種を使用することで、作物の生育中に圃場全体へ散布し除草することが可能となった。

2019 年には米国で約 12 万トンの農業用グリホサートが使用されており(図表 4)、その 8 割以上はグリホサート耐性品種が広く普及した大豆・トウモロコシ・綿花の 3 作物に散布されている。特に、トウモロコシ・大豆の生産が盛んなコーンベルトにおいて、使用量の増加が著しい(図表 5)。米国の農業生産は日本とは規模が桁違いであり、グリホサートは大規模生産の効率的な雑草管理を支える、米国農業にとって不可欠な投入材となっている。

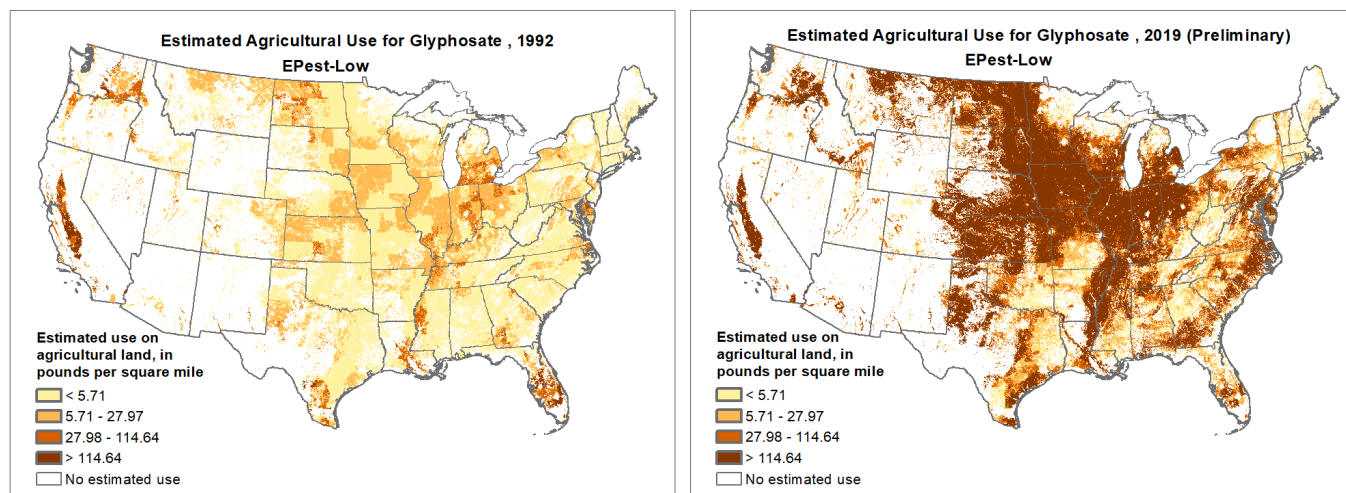
図表 4 米国における農業用グリホサート使用量と除草剤耐性(HT)品種の採用率の推移



(出所) グリホサート使用量は USGS (2025)より、HT 品種採用率は USDA ERS (2025) (2000 年以降)、Fernandez-Cornejo and McBride (2002) (1999 年以前)をもとに当社作成。

(注) HT 品種＝除草剤耐性品種。グリホサート使用量は低位推計値であり、2018 年および 2019 年の値は暫定値。

図表 5 グリホサートの使用状況の経年変化(左:1992 年、右:2019 年)



(出所) USGS (2025)

(注) 低位推計値。2019 年の値は暫定値。

² Benbrook (2016)

3.2 訴訟の流れと司法における争点³

本節では、米国におけるグリホサートをめぐる動向の前提となる訴訟の経緯を整理する(図表 6)。

グリホサート訴訟は、2015 年 3 月に国際がん研究機関(IARC)がグリホサートを「おそらく発がん性あり」と分類したことに始まる。これが、がん患者による損害賠償訴訟の出発点となった。これらの訴訟は、各州の製造物責任法(警告義務違反)を根拠に、「がんのリスクを適切に警告しなかった」として製造者であるバイエル(旧モンサント)の責任を問うものである。2018 年には、カリフォルニア州陪審が初の原告勝訴の評決を下し、訴訟は全米へ広がった。一方、規制機関の環境保護庁(EPA)は「グリホサートは安全・警告不要」と結論づけ、評価が割れた。

徐々に争点は、グリホサートの安全性(発がん性)そのものではなく、州法を根拠とする訴訟は連邦法と矛盾しないのかという「専占:Preemption」問題へと移っていく。そもそも農薬を規制する連邦法(FIFRA:連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法)では、EPA が農薬の警告表示を全国一律で承認・管理し、州がそれに追加・相違する表示の要求を課すことを禁じている⁴。EPA ではグリホサートの発がん性を認めておらず警告不要と判断していることから、州法で警告不足の責任を問う訴え自体が連邦法に封じられる(専占される)とバイエル側は主張した。この専占問題について、連邦の控訴裁同士でも判断が食い違う事態が生じたことから、これを統一するため、2025 年に企業側は連邦最高裁へ上訴した。係争中の数万件に上る訴訟全体の行方を占うこととなったこの訴訟は、最終的に 2026 年 6 月、最高裁判所が専占を支持する判決を下したことで決着を迎えた。

図表 6 グリホサート訴訟に係る年表

年月	出来事	概要
2015.3	IARC による発がん性の指摘	・ WHO の専門機関 IARC が、グリホサートを「おそらく発がん性あり」と分類。 ・ 世界の公的機関で初めて発がん性の可能性を指摘し、後の訴訟の出発点となった。
2018.8	初の原告勝訴	・ 学校の校庭管理人としてグリホサートを散布していた男性(ジョンソン氏)が、非ホジキンリンパ腫(血液がん)を発症し提訴。州陪審が 2.89 億ドルの評決を出し、初の原告勝訴(後に 2,050 万ドルへ減額)。弁護団の一員としてケネディ氏が関与した。
2019.3	連邦の裁判でも原告勝訴	・ 自宅で長年グリホサートを使った男性(ハーデマン氏)によるがん訴訟。 ・ 陪審が約 8,000 万ドルの評決を下し原告勝訴(後に 2,526 万ドルへ減額)。前年のジョンソン氏(州の裁判)に続き、連邦の裁判所でも原告が勝てることを示した。
2020.2	EPA は「安全」と結論	・ EPA が、農薬登録の見直し作業の節目として「暫定登録審査決定」を公表し、グリホサートが人に対して発がん性がある可能性は低いと結論づけた。
2021.5	専占論が退けられる	・ ハーデマン氏の裁判の控訴審。争点は「連邦(EPA)が安全・警告不要としたグリホサートについて、州の法律を根拠に会社の警告不足の責任を問えるか」。 ・ 企業側は EPA の判断が優先されることを主張したが、第 9 巡回区控訴裁は退けた。
2022.6	EPA の安全評価が無効とされる	・ 環境団体が EPA を訴えた裁判で、第 9 巡回区控訴裁が発がん性の検討不足などを理由に EPA の安全評価を無効とし、やり直しを命じた。
2022.9	EPA 評価が保留の状態に	・ EPA は暫定登録審査決定を撤回し、再評価を行った上で登録審査を完了させる目標時期を 2026 年とした。安全性への見解は維持しつつも、評価は保留の状態となった。
2024.8	専占に係る判断が割れる	・ 第 3 巡回区控訴裁が、第 9 巡回区とは逆に専占を肯定。連邦控訴裁同士で判断が割れる事態が発生し、最高裁の統一判断が必要となる。
2025.4	最高裁が専占問題の判断統一へ	・ 割れた控訴審の判断統一のため、「連邦法は州の警告義務違反訴訟を妨げるか」を問い、モンサントが連邦最高裁に上訴(州裁判所で原告勝訴となっていたダーネル氏の訴訟を活用)。
2026.2	大統領令による免責	・ 大統領令によりグリホサート系除草剤の製造業者に免責を与える。
2026.4	議会の対立	・ 下院農業法案に企業の免責を認める条項が盛り込まれたが、超党派反発により削除。
2026.6	最高裁判決	・ 最高裁において連邦法の専占を支持する判決が下される(7 対 2)。
2026.?	EPA 再評価	・ 2026 年内に EPA による健康リスク・生態系リスクの再評価が実施される予定。

(出所) 各種資料より当社作成

³ 本節は CRS (2025a)、Coppess (2026)、EPA (2026)、および各種ウェブサイト([PSU](#)、[Agri-pulse 紙 \(2022/6/27\)](#) (外部リンク、2026/7/10 アクセス))を参考に作成。

⁴ 合衆国法典第 7 編 § 136v 参照。なお、農薬の販売や使用の規制は州に委ねられており、連邦が統一しているのは表示の問題。

3.3 第2次トランプ政権下におけるMAHAとグリホサート問題を取り巻く動向

前述のとおり、最高裁判決をもって専占問題には決着が付いたが、その過程で行政・議会においてグリホサート製造業者を保護しようとする動きが活発化し、政権の対応とMAHA支持層の間の亀裂が顕在化した。

(1) 行政：大統領令による保護

2026年2月、トランプ大統領は「元素リンおよびグリホサート系除草剤の十分な供給確保による国家防衛の促進」⁵と題する大統領令に署名した(図表7)。同大統領令は、グリホサート系除草剤を食料安全保障上不可欠なものとして位置づけ、国内生産者が1社(バイエル)のみであることから、外国勢力に対して脆弱であると評価した。

同大統領令では、具体的な措置として、グリホサート系除草剤の国内生産者の企業存続を保護し免責を付与した。MAHA支持層はこれに激しく反発した⁶。かねてよりグリホサートをはじめとする農薬・化学物質に批判的な立場を取ってきたケネディ長官は、農薬への否定的な見解自体は崩さなかったものの、大統領令への支持を表明した⁷。ケネディ長官は、かつてバイエル(旧モンサント)に対する最初の評決を勝ち取った弁護団の一員として、グリホサートに係る訴訟を支援した経歴を持つ。グリホサート訴訟の当事者であり、MAHA運動の旗手として健康志向を掲げてきた本人が、政権の一員として大統領令を受け入れる形となり、その難しい立ち位置が示された。

図表7 大統領令の概要

条項	表題	主な内容
第1条	政策・認定	- グリホサート系除草剤を「米国農業の礎(cornerstone)」であり「最も広く使われる農薬(Crop protection tool)」と評価し、直接の代替品は存在しないと位置づけ。 - 国内生産者は1社のみで需要を満たせず、外国勢力に対して脆弱と認定。
第2条	元素リンおよびグリホサート系除草剤の十分な供給の確保	- 農務長官は、供給確保に必要な資材等の全国的優先順位と配分を決定。 - 農務長官は実施に必要な命令・規則を発出・改訂する権限を持つ。 - 農務長官の命令・規則は国内生産者の企業存続を危険にさらしてはならない。
第3条	免責	生産者に国防生産法707条(合衆国法典第50編§4557)に基づく免責を付与(本大統領令に従って命令・規則を遵守した者は、損害賠償や罰金の責任を負わない)。

(出所) 大統領令(Whitehouse(2026a))より当社作成

(2) 立法：党派を超えた議会の攻防

米国では、概ね5年ごとに農業法(Farm Bill)と呼ばれる包括的な農業・食料政策の根拠法が制定されるが、2026年に提出された下院農業法案⁸には当初、農薬の表示等に係る連邦・州・地方自治体の権限を明確化する3条項(10205～10207条)が含まれていた(図表8)⁹。特に問題視されたのが10205条である。同条は、EPA承認の農薬表示を全国一律の基準とし、州や裁判所がそれを超える警告表示の欠如を理由に製造業者の責任を追及することを禁じるもので、事実上グリホサート訴訟の根拠である警告義務違反訴訟を封じるものであった。

民主党および共和党MAHA派議員はこれに反発し、2026年4月30日、共和党のアンナ・ポーリナ・ルナ議

⁵ Whitehouse(2026a)

⁶ 環境団体であるEWGの会長兼共同創設者であるクック氏は「これ以上にMAHAの母親たち(MAHA Mom)に対する侮辱的な行為は想像できない」「トランプ大統領は、国内で最も広く使われている農薬の製造業者に免責を与えることで、バイエル社に人々を毒殺する許可を与えたに等しい」と激しく批判した([EWGウェブサイト](#))(外部リンク、2026/7/10アクセス)。

⁷ ケネディ氏は、自身のXで「もし農薬が一夜にして消えれば、作物の収穫量は落ち、食料価格は高騰し、米国は現在以上に大規模な農場の喪失を経験するだろう」と述べた(Agri-pulse紙([2026/2/23](#)))(外部リンク、2026/7/10アクセス)。

⁸ 正式名称は「Farm, Food, and National Security Act of 2026([H.R. 7567](#)」)(外部リンク、2026/7/10アクセス)。

⁹ こうした農薬メーカーを保護する条項は2026年の農業法案で突如現れたものではなく、近年繰り返し提案されてきた。2023年に超党派で提出された法案「Agricultural Labeling Uniformity Act([H.R. 4288](#))」は、州・自治体・裁判所がEPA承認の表示を超える警告義務を課したり、それを理由に製造業者の責任を追及したりすることを禁じる内容を備えていたが、可決には至らなかった。同様の条項は2024年の下院版農業法案([H.R. 8467](#))にも盛り込まれたものの、本会議の可決には至らなかった。(外部リンク、2026/7/10アクセス)

員が提出した修正案の可決により、結果的に 3 条項はすべて農業法案から削除された。ルナ議員は採決に先立ち、条項が除かれなければ農業法案そのものに賛成票を投じない強硬な姿勢を見せており、MAHA 派の共和党議員が党の農業委員会指導部と対立し、民主党側と事実上連携する構図となった。修正案は 280 対 142 の大差で可決されたが、民主党 207 名・共和党 73 名が賛成票を投じており、農薬企業に免責を与えることや州・地方自治体の権限を奪うことへの反対が、党派を超えた関心事であることが示された¹⁰。MAHA 支持層は、本条項の削除が、MAHA 運動にとって大きな勝利であることを主張した¹¹。

農薬関連 3 条項を除いた本体の農業法案は、その後 224 対 200 で可決された¹²。

図表 8 当初下院農業法案に盛り込まれた農薬関連条項の概要

条項	主な内容
第 10205 条	・ EPA が承認した農薬表示を全国唯一の基準とし、州・地方自治体・裁判所が、それに追加・相違する表示要件を課すことを禁じる。 ・ さらに、EPA 承認を超える表示（追加の警告表示等）を行わなかったことを理由に、事業者を罰したり責任を負わせたりすることも禁じる。 ・ ただし、不正表示など悪質な違反で罰せられた事業者は、この保護の対象外。
第 10206 条	・ 州の下部行政区分（郡・市などの地方自治体）が、農薬の販売・流通・表示・散布・使用について独自の規制を課すことを禁じる。
第 10207 条	・ EPA に登録・承認された表示に沿って使用される農薬の使用・散布等は、他のいかなる法律にかかわらず適法とみなされ、追加の許可や承認を要しないと明記。

（出所）当社作成

（3）司法：最高裁における決着

農薬メーカーの免責をめぐる攻防は、司法の場で決着を迎えた。2026 年 6 月 25 日、連邦最高裁は 7 対 2 でモンサント対ダーネル判決においてバイエル（旧モンサント）勝訴の判断を下し、グリホサート訴訟の法的根拠である警告義務違反訴訟が連邦法によって封じられることを確定させた¹³。

本件は、ラウンドアップを長年使用して非ホジキンリンパ腫を発症したとするミズーリ州のダーネル氏による訴訟で、下級審では 125 万ドルの賠償が認められていた。最高裁における争点は前述の専占問題であったが、最高裁は、EPA が警告不要と判断した農薬に対して、州が警告表示を義務づけることはできないとの判断を示した。

この判決は、係争中および今後のグリホサート訴訟に広く影響する。バイエルはなお数万件の警告義務違反訴訟を抱えているが、今回の判断により、同様の訴訟は排除される可能性が高い。すなわち、これまで巨額の陪審評決を生んできた訴訟の根拠が封じられることになり、バイエルは長年の法的リスクを大幅に圧縮できる。

この結果は MAHA 運動にとって重大な後退となった。特に、判決に先立ち、トランプ政権は法廷助言書を通じてバイエル側を支持しており、MAHA 支持層からの激しい反発を招いた¹⁴。農薬への厳しい対応を求める MAHA 支持層としては、前述の大統領令から相次いで政権から裏切られる形となった。

¹⁰ 議会における攻防の詳細は Politico 紙（[2026/4/30](#)）、Agri-pulse 紙（[2026/4/30](#)）（外部リンク、2026/7/10 アクセス）、Coppess（2026）等を参照。

¹¹ MAHA Action の会長であるライオンズ氏は、「MAHA 運動全体にとって大きな勝利だ」と述べている（Politico 紙（[2026/06/01](#)）（外部リンク、2026/7/10 アクセス））。

¹² なお、同様の条項は 2026 年 6 月に発表された[上院版農業法案](#)においては盛り込まれなかった（外部リンク、2026/7/10 アクセス）。

¹³ [最高裁判所資料](#)（外部リンク、2026/7/10 アクセス）より。

¹⁴ 法廷助言書（amicus brief）は、当事者ではない第三者が、裁判の公正な判断や社会的な影響の考慮を求めて意見や情報を裁判所に提出する制度。

3.4 今後の論点

(1) 中間選挙に向けた政治的動向

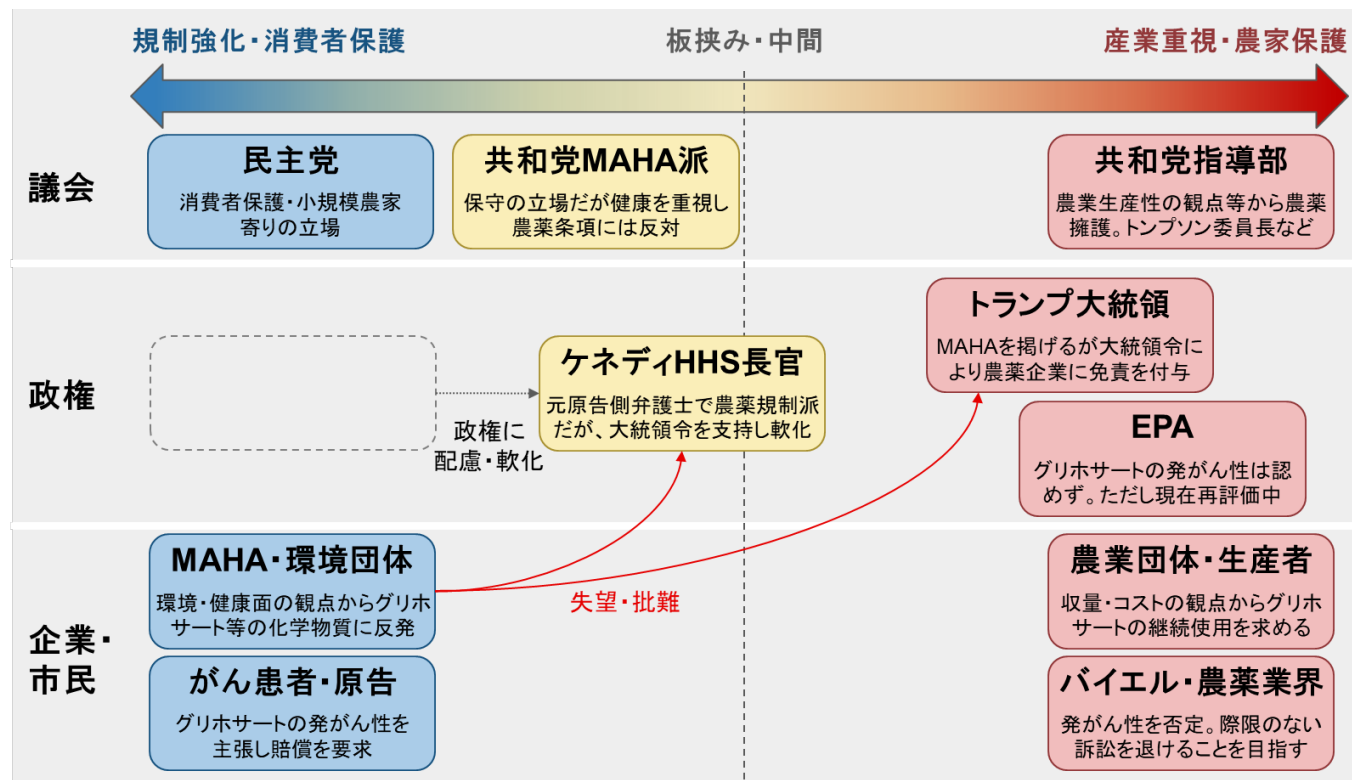
2026年6月の最高裁判決により、警告義務違反を根拠とするグリホサート訴訟は封じられることとなった。連邦法による専占の問題は事実上決着し、1つの区切りを迎えたと言える。

しかし、この決着はMAHA運動と政権との関係に深い亀裂を残した。同判決に際してトランプ政権は、司法省の法廷助言書を通じてバイエル側に立つ立場を示した。加えて、同年2月に発出された大統領令も、農薬企業に事実上の免責を与えるなど、グリホサート規制を求めてきたMAHA派の主張と正面から対立する内容であった。立法の場では免責条項の削除に成功したものの、MAHA派にはトランプ大統領から裏切られたとの強い反発が広がっている。さらに、運動の旗振り役であったケネディ長官までもが、農薬規制に対して政権方針に合わせて軟化する姿勢を見せており、支持層の失望を一層深めている(図表9)。

こうした亀裂は、2026年11月の中間選挙に向けて重要なファクターとなる。健康・食の安全を訴えるMAHA支持層が、失望を抱えたままどの程度の票を共和党に投じるのか、また政権側が選挙戦の中でどこまでMAHAに歩み寄る姿勢を打ち出すのか。これらが中間選挙における1つの見どころとなる。

また、2026年6月にはMAHAの支持を受けた実業家兼農家のザック・ラーン氏が、アイオワ州知事選の共和党予備選で、トランプ大統領の支持を得たランディ・フィーンストラ下院議員を僅差で破る事態も生じている¹⁵。ラーン氏は「アイオワを再び健康に」を掲げ、州のがん罹患率やグリホサートなど農薬への懸念を訴えており、農業州であるアイオワ州でMAHA派の知事が誕生するのか、同州知事選挙の行方も注目される。

図表9 グリホサートをめぐる立場のイメージ



(出所) 当社作成

¹⁵ Agri-pulse 紙(2026/6/3)

(2) 健康・生態系リスクに係る EPA の科学的評価

今後に残る論点の 1 つが、EPA によるグリホサートの健康・生態系リスクの再評価である。EPA はこれまで一貫してグリホサートの安全性を主張しており、2020 年の暫定登録審査決定(ID)では、表示どおりに使用される限り人の健康に懸念となるリスクはなく、発がん性の可能性も低いと結論づけている¹⁶。この立場は、日本を含む多くの国における使用許可や、規制機関の評価とも整合するものである。

しかし 2022 年 6 月、第 9 巡回区控訴裁判所が同決定の健康リスク評価を無効化し、生態系リスク評価についても差し戻したため、EPA は同年 9 月に暫定決定全体を撤回し、再評価を行った上で登録審査を完了させる目標時期を 2026 年とした¹⁷。現在 EPA は、グリホサートの発がん性に関する最新の科学的知見を反映させるよう健康リスクの評価の更新に取り組んでいるほか、生態系リスクの追加的な分析・軽減策等について検討を行っている¹⁸。

もともと、独立した研究や各国規制機関の評価が長年にわたりグリホサートの安全性を支持してきた経緯からは、今回の EPA の再評価においても、グリホサートの人体への健康リスクについては改めて安全性を支持する結果になる可能性が高いと見られる。仮にそうした結論に至れば、規制強化を求める MAHA 派にとっては、専占をめぐる最高裁判決に続くさらなる後退となりうる。この科学的評価の帰結が、グリホサートをめぐる論争の今後を左右する残された焦点となる。

(3) グリホサートを使用しない場合に何が起るのか

MAHA 派はグリホサートを発がん性と結びつけ、その削減や規制を求めている。しかし、これまで見てきたとおりグリホサートは現在の米国農業において中核的な投入材となっている。生産的な議論に向けては、「仮にグリホサートを規制した場合に何が起るのか」という問いに対する現実的な解決策を論じることが不可欠であり、今後の論点となりうる。

グリホサートを使用しない場合、何らかの代替的な雑草管理を講じなければ収量への影響は避けられない(図表 10)。主要な代替手段は、耕起回数を増やすなどによる物理的防除か、他の除草剤による化学的防除の 2 つに分かれるが、いずれを選んでも、それぞれ負の影響が生じうる。

物理的防除を行う場合には、追加の作業や燃料使用によるコストの増加が見込まれる。例として Böcker et al. (2019)は、ドイツを事例としたシミュレーション分析により、グリホサート規制が機械除草を増加させ、結果としてエネルギー使用量を増加させることを示している。また、耕起回数が増えることで土壌の炭素貯留が減少し、温室効果ガスの排出増加も予想される。除草剤削減と不耕起栽培に係るトレードオフについては後述する再生型農業に関する議論でも改めて触れるが、一般的にグリホサートの使用抑制は不耕起栽培の停滞に繋がりうる。

他の除草剤を用いて雑草管理を行う場合、人体への健康および生態系リスクの観点からはかえって悪影響を

¹⁶ グリホサートは 1974 年より米国で農薬登録されており、EPA は登録済み農薬を 15 年周期で再評価する登録審査制度に基づき、2009 年に同剤の審査を開始した。EPA は 2020 年 2 月、審査の中間段階として「暫定登録審査決定 (Interim Registration Review Decision (ID))」を公表し、人の健康については懸念されるリスクはなく発がん性の可能性は低いとする一方、非標的植物への飛散等による生態系リスクを指摘した (EPA (2020))。

¹⁷ EPA (2022)による。なお、撤回されたのは中間的な決定文書であり、グリホサートの農薬登録自体は取り消されていないため、同剤は引き続き使用可能である。

¹⁸ EPA (2026)

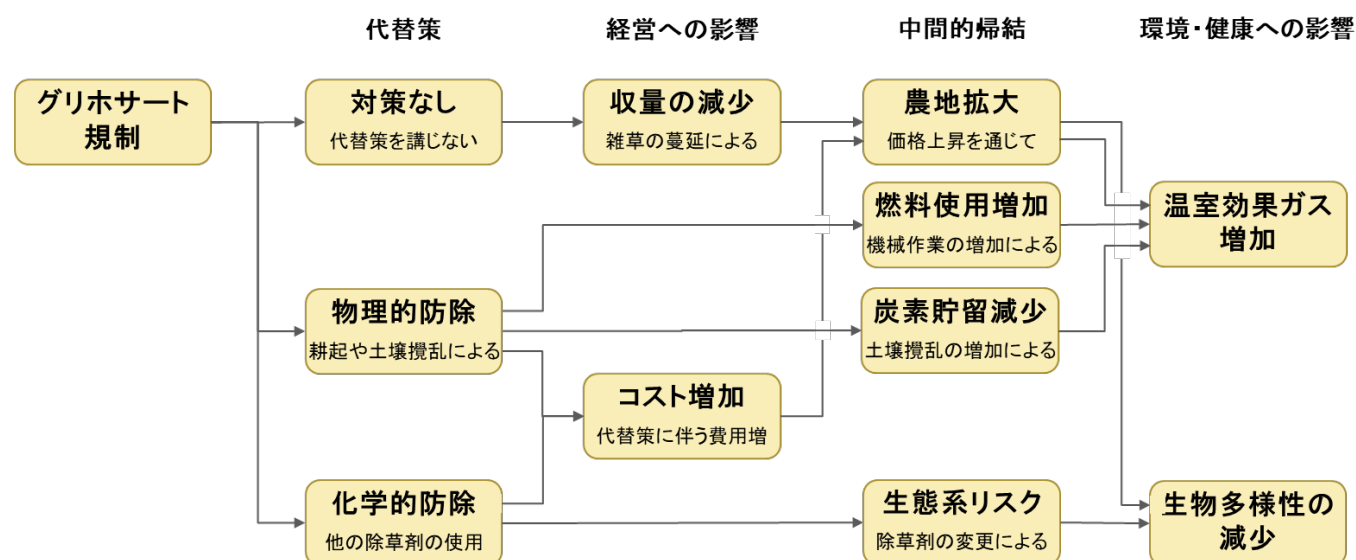
及ぼす恐れもある。例えば Kniss (2017)は、他の除草剤と比べてグリホサートの毒性は低いことを示しており(急性毒性は下位 6%、慢性毒性は下位 10%)、グリホサートを禁止して他剤の使用が増えれば、農薬散布者が直面する健康リスクがかえって高まる可能性を指摘している。

また、収量の減少・コスト増加等の農業経営への影響も予測される。例として、イリノイ州でグリホサートを禁止した場合の影響を推定した研究では、年間約 3 億～6 億ドルの損失が生じると推計されている¹⁹。欧州においても、大多数の研究がグリホサート禁止によって経済的損失が生じることを報告している²⁰。こうした経済的損失は、代替的な雑草管理を講じることで資材・燃料・労働の追加費用が生じることや、収量が落ちることに由来する。

さらに、こうした収量の減少・コスト増などの負の影響は、単に個別生産者の負担増加にとどまらず、長期的には価格上昇と農地拡大を招きうる。農地が拡大すれば、温室効果ガスの排出増加や生物多様性への影響という形で、環境面にも波及する。したがって、仮にグリホサート規制が環境・健康面で部分的にポジティブな効果をもたらすとしても、トータルでの影響は慎重に検討しなければならない。実際、米国のトウモロコシを対象にグリホサートへの課税の影響を分析した研究では、課税により健康面・環境面への影響は改善するものの、価格上昇に伴う消費者余剰の減少などによって社会全体の厚生はむしろ悪化することが示されている(Ye et al. (2021))。

グリホサート排除の影響は前提の置き方によっても大きく異なるが、一般的には何らかのトレードオフが避けられない。「グリホサートが使えなくなれば何が起こるか」という問いに対する分析の大勢は、農家負担の増加と食料価格の上昇を招くというものである。MAHA 派にとっては、規制を主張するだけでなく、現実的な代替手段を提示できるかどうか、農業界に対して説得力を持った訴求を行う上で欠かせない鍵となるだろう²¹。

図表 10 グリホサート規制の帰結の一例



(出所) 当社作成

¹⁹ Dall'erba et al. (2026)による。イリノイでは、州内でのグリホサートの販売・使用を禁止する法案 HB 3803 が 2025 年に提出されており、同研究はこうした法案成立を抑止する材料となりうる。また、バイエル社の委託調査においても、グリホサート規制は農業経営、環境保全、食料価格等の観点から悪影響を及ぼすことが指摘されている(Aimpoint Research (2023)、The Direction Group (2024))。

²⁰ 欧州における 19 の研究をレビューした Finger et al. (2023)による。ただしその影響は、サイレージ用トウモロコシの 3 ユーロ/ha から、ブドウ栽培の最大 553 ユーロ/ha まで、広い幅をもつとされる。

²¹ 他方で、グリホサートに過度に依存した農業体系も持続可能性の観点からリスクとなりうる。近年、米国のトウモロコシ・大豆栽培においてグリホサート耐性雑草の出現が拡大しており、何らかの対策(他の除草剤との組み合わせや使用頻度を減らす等)を取らない場合には経営に悪影響を及ぼすことが指摘されている(Livingston et al. (2015))。また、耐性雑草の出現に伴い、不耕起栽培等の減少に繋がっていることも指摘されている(Van Deynze et al. (2022))。

4. MAHAと農業の接点②: 再生型農業

4.1 再生型農業とは

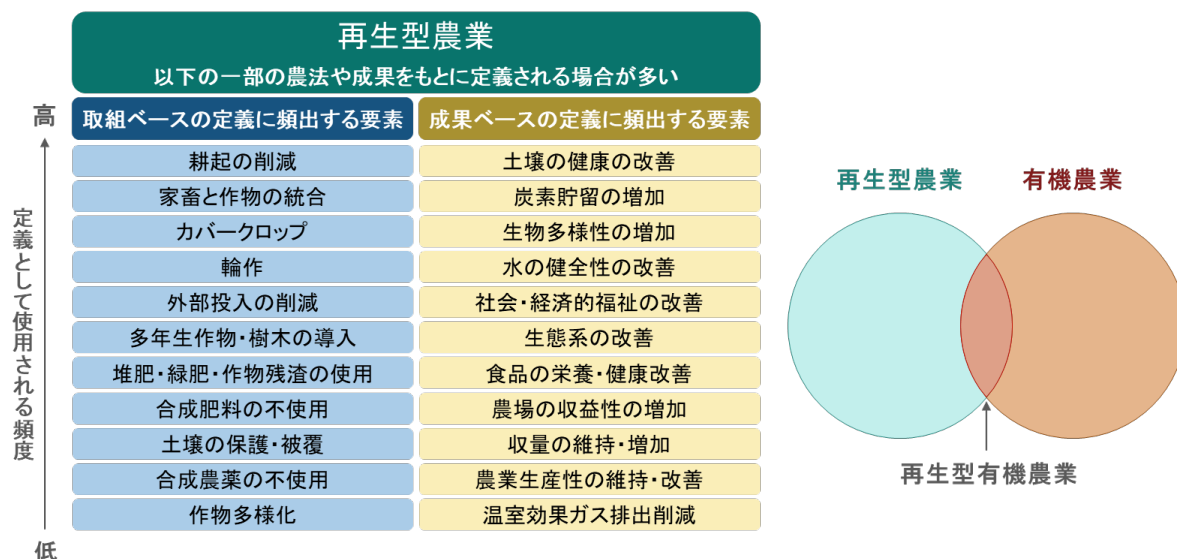
(1) 国際的・学術的な定義の状況

再生型農業(Regenerative Agriculture)とは、土壌の健康(Soil Health)の回復・維持を中心に据えた特定の農業形態を指す。有機農業の研究・普及に係る米国の団体であるロデール研究所が 1980 年代初頭に「再生型農業」という言葉を提唱したと言われる²²。その後、2000 年代には一旦下火となるが、2010 年代後半以降、再生型農業という言葉の出現頻度は大幅に増加した²²。

「再生型農業」の定義は、組織・研究者によっても大きく異なっており、国際的に広く合意の取れた定義は存在していない²³。再生型農業の定義の類型は、①特定の農法の使用によって決定されるか(取組基準:不耕起栽培等の使用される取組の有無で定義する)、②特定の望ましい目標によって決定されるか(成果基準:土壌の健康の改善・炭素貯留・生物多様性の増加等、達成すべき成果で定義する)、③またはその両方によって決定されるかである²⁴。再生型農業の定義について学術研究・実務者サイトのレビューを行った研究によれば²⁵、①取組基準の定義では、土壌の健康を改善させる取組を含む場合が多く、②成果基準の定義では土壌の健康の改善が最も頻出している(図表 11)。土壌の健康が再生型農業の中核とみなされていると言える²⁶。

一部の再生型農業の定義には、合成農薬を最小限に抑えることを求める場合や、有機農業を前提条件として課す場合もあり、化学農薬・化学肥料の扱いについての態度は、機関・組織ごとに大きく分かれている。なお、有機農業を前提としてさらに厳しい要件を課すものを「再生型農業」と呼ぶ場合もあるが、本稿ではこれを「再生型有機農業」として区別する(図表 11)²⁷。

図表 11 再生型農業の定義



(出所) 当社作成。取組ベース、成果ベースの定義の頻度は Newton et al. (2020)によるレビュー結果に基づく。

²² Giller et al. (2021)

²³ Gordon et al. (2023)は、再生型農業を 9 つの類型(Discourse)に分類した上で、これらを 4 つの観点から比較している。

²⁴ CRS (2025b)、Newton et al. (2020)による。

²⁵ Newton et al. (2020)は 229 本の学術論文と 25 の実務者サイトを精査し、それぞれ 121 個と 22 個の定義を抽出した。

²⁶ 再生型農業の体系的レビューを行った Schreefel et al. (2020)は、論文の副題を「土壌こそ土台(the soil is the base)」としている。

²⁷ この区別は Burgess et al. (2019)による整理を踏襲した。

(2) 米国における定義および認証

米国においても、再生型農業についての連邦法上の明確な定義は存在しない。「再生型(Regenerative)」と表示して食品を販売している企業は存在するものの、民間セクターの認証等による取組であり、連邦または州の承認や認証を受けているわけではない。食品表示を規制する連邦法令は存在するものの、現行のガイダンスでは「再生型」という食品表示は特段規制していない²⁸。明確な法令上の定義のもと、統一的な認証・表示制度によって連邦に管理されている「有機」食品と対照的である。

連邦の統一定義が不在であるため、米国では再生型農業が実質的に民間認証によって推進されており、既に再生型農業に係る認証は 10 以上存在している²⁹。認証の対象や要件は多種多様であり、生産者としては自身の理念や経営状況に最も近いものを選べる利点があると考えられる。一方で、さまざまな認証や表示が乱立している状態は、消費者の混乱を招く恐れがあり、結果的に高い基準を要求する認証が不利になる恐れもある³⁰。

代表的な認証として、図表 12 に Regenerative Organic Certified (ROC)、Regenified、Land to Market の 3 点を挙げる。これらの認証は、それぞれ評価方式(取組基準か成果基準か)、化学投入材の扱い、認証の対象、認証方法において異なる。例えば、ROC では、農務省(USDA)の有機認証を必要条件として課しており、その上で、多岐にわたる取組を実施することが要件として求められている。一方で、Land to Market は農地の生態学的評価プロトコルを用いた完全に成果ベースの認証であり、化学投入材の使用に関して制限は設けられていない。Regenified は、取組と成果の双方で評価を行っており、土壌分析の結果が改善しているか否か等が評価基準に含まれる。

図表 12 再生型農業に係る認証

認証	評価方式	化学投入材の扱い	主な対象	段階・特徴
Regenerative Organic Certified 	取組中心	USDA オーガニックを前提条件。合成農薬・化学肥料・遺伝子組み換え作物を排除	作物中心(食品・繊維等)	ブロンズ/シルバー/ゴールドの 3 段階認証。土壌管理・動物福祉・労働者福祉で多くの必須要件あり(例: 最低 3 品目の輪作や、3 つ以上の再生型農法の実施等がブロンズ認証では必須)。土壌分析は必須だが成果は要求されない。
Regenified 	取組 + 成果	化学投入材は排除しないが、農薬使用量・散布回数は上位ティアに進むごとに毎年の削減が必須	横断的(作物・放牧・林業等)	5 段階制で、2 段階目以降で認証ロゴを使用可能。各項目を面積加重で 0~100% 採点、6 原則中の最低スコアが段階を決定。土壌分析等に基づく、成果の評価を含む(例: 土壌有機炭素が増加トレンドか、団粒安定性が基準以上か等を実測)
Land to Market 	成果	化学投入材は排除せず(成果で評価)	放牧地中心(食肉・乳・羊毛・皮革)	認証基準の詳細は非公開だが、Savory Institute が提供する EOVS(Ecological Outcome Verification) という農地の生態学的評価プロトコルを認証に活用。完全に成果に基づいており、EOV で良好な再生成果が示された農地のみが認証ラベルを用いることができる。

(出所) 各種ウェブサイト([ROC](#)、[Regenified](#)、[Land to Market](#)、[Savory Institute](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)より作成

²⁸ CRS (2025b)

²⁹ 再生型農業の認証を紹介した各種ウェブサイト([Regenerative Farmers of America](#)、[Kiss the ground](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)による。

³⁰ エコラベルの乱立がもたらす悪影響については、Brécard (2014)を参照。同研究は、エコラベル付き製品間の品質差を消費者が認識していない場合、環境品質の高い製品を供給する企業が競争上弱体化することを理論的に示している。

4.2 MAHAによる再生型農業の推進

MAHA は、「健全な土壌が、食べ物を通じて人間の健康につながる」というロジックのもと、再生型農業を中心的な解決策の1つに据えている³¹。本節では、現政権下における再生型農業の推進に係る政策を概観する。

(1) 再生型農業パイロットプログラム³²

2025年12月、MAHAに基づく土壌の健康の回復を推進するための施策として、USDAは「再生型農業パイロットプログラム」の実施を発表した。同プログラムは、再生型農業に取り組む農業者に対して技術的・金銭的支援を提供するものである³³。同プログラムでは、再生型農業を「米国における農業生産性向上と地域社会の繁栄に向け、土壌の健康、水管理、自然の活力を改善することで自然資源を重視する保全管理手法」と定義し、具体的に要求する再生型農業の取組リスト(輪作・不耕起栽培等)を挙げている(図表13)。

政権は同プログラムの実施をアピールしているものの、実質的には従来から推進されていた保全活動を「再生型農業」というフレーミングのもと再構成したものと捉えることもできる。まず、再生型農業の取組リストのうち多くが、バイデン政権下において気候変動対策として支援されてきた取組と重複しており³⁴、目新しさは乏しい。予算上も、7億ドル規模のプログラムと強調されているが、新規予算ではなく、既存予算の内数で実施される見込みである³⁵。さらに、土壌分析を契約初年度と最終年度に行い、成果を把握することが要件となっているが、土壌の健康の改善が支援要件となっているわけではない。

注目すべきは、MAHA派と農業者・産業側の間で意見が対立しやすい化学物質の削減は前面に押し出されず、論争が生じにくい土壌の健康を中心に据えた内容となっている点である。本プログラムには消費者・MAHA側の意見も反映する諮問委員会が設置されるが、実質的な目新しさが乏しい点や、消費者の関心が高い化学物質等への踏み込みの弱さが、どこまで議論されるかが注目される。

図表13 再生型農業パイロットプログラムの概要

	概要
予算規模	7億ドル(既存プログラムの内数として予算配分)
実施機関・方法	USDA・自然資源保全局(NRCS)のプログラムであるEQIPとCSPの枠組みを用いて実施
契約期間	最低5年
要件	①全農場評価の実施: NRCSの職員等と協働し、農場全体を対象とした評価(whole-farm assessment)を行う。契約期間終了までに少なくともNRCSが定める「土壌」と「水資源」に関する基準を満たさなければならない。 ②再生型農業の取組の実施: 再生型農業の取組リストの中から、少なくとも1つを契約期間中に実施する。 ③土壌の健康状態の検査: 土壌の健康状態を把握するための土壌分析を、契約の初年度と最終年度に行う。
再生型農業の取組リスト	保全的輪作、等高線栽培、カバークロップ、排水管理、飼料作物収穫管理、林分改良、灌漑用水管理、マルチング、養分管理、病害虫管理保全システム、計画的放牧、不耕起栽培、減耕起栽培、帯状栽培(Stripcropping)
諮問機関	再生型農業諮問委員会(農業者9名+企業3名+消費者・MAHA代表者3名の計15名)を設置し、四半期ごとに会合を開催。プログラムが実用的で透明性が高く、現実のニーズに即したものであることを保証する。

(出所) 当社作成

³¹ 例えば、ケネディ氏は、2025年12月の再生型農業パイロットプログラム発表時に、「アメリカを再び健康にするためには、まず土壌の健康を回復させることから始めなければならない」と述べている([USDA ウェブサイト](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)。また、MAHA コーカス(議員連盟)の設立者かつ議長であるマーシャル上院議員(共和党・カンザス州)は、同コーカスの[ミッションステートメント](#)(外部リンク、2026/7/10 アクセス)において「再生型・精密農業および環境の取組の推進: 食品の栄養価と土壌の健康を高める農法を奨励すること」を掲げており、再生型農業を中心的な解決策の一つとして位置づけている。

³² 同プログラムの詳細はUSDA NRCS (2026a)、USDA NRCS (2026b)等を参照。

³³ 本プログラムによる支援は、営農地における既存の保全推進施策であるEQIP(環境改善奨励プログラム)やCSP(保全管理プログラム)の枠組みを通じて提供される。EQIPやCSPの詳細は、拙稿(https://www.murc.jp/library/report/seiken_260608/)を参照。

³⁴ 詳細な分析はHapp (2026)を参照。

³⁵ 既存のEQIP・CSPの予算の25%を本プログラムに割り当てるとされている([NRCS ウェブサイト](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)。

(2) 大統領令

2026 年 6 月 25 日、トランプ大統領は大統領令「再生型農業の推進と米国農業のレジリエンス強化」³⁶に署名した。同大統領令は、USDA に対して既存の「再生型農業パイロットプログラム」の拡大を検討するよう求めるほか、EPA に対しては、旧来の有効成分に代わる農薬の登録を優先すること、および収穫前乾燥用途³⁷に関する登録データを精査し安全・表示基準との整合を確保することを指示している。さらに、食料供給中の化学物質の累積曝露を評価する研究・評価の枠組みを策定するよう求めている(図表 14)。

もっとも、「再生型農業」を表題に掲げているにもかかわらず、再生型農業そのものに関する新規性のある指示は限定的で、実質的な内容は第 2 条(農薬・化学物質の登録・評価・研究に係る措置)に偏っている。また第 2 条についても、この規定は関係省庁に「現行の法定義務を超える規制措置を取ることを指示するものではない」と明記しており、宣言的な性格が強いと言える³⁸。再生型農業の推進を謳う大統領令の中で農薬・化学物質にまで言及したのは MAHA 支持層への配慮と見られるが、農業生産者や農薬メーカーの支持も失わないよう踏み込んだ措置には至らず、MAHA 支持層からは失望の声も上がっている³⁹。実質的な新規性に乏しい内容となった背景には、こうした政権の板挟みの立場がある。

また、大統領令と同日に USDA は「再生型農業によるバイオ燃料原料の生産に関する技術ガイドライン」を発表した。脱炭素に資する農法で生産されたバイオ燃料原料にインセンティブを与える枠組みだが、これはバイデン政権下で公表された暫定規則を「再生型農業」という言葉に置き換えて最終化したものである⁴⁰。

図表 14 大統領令の概要

条	表題	担当	主な内容・指示
第 1 条	目的と方針	全体	2025 年 2 月に発表した MAHA 委員会設立に係る大統領令の流れに位置づけ。
第 2 条	近代的製品へのアクセスと正確な表示	(a) EPA	旧来の有効成分に代わる物質の登録手続きを優先。ただし人間の健康リスクおよび生態系リスク評価は法定どおり可能な限り迅速に実施
		(b) EPA	登録済みの収穫前乾燥用途について全データを精査し、安全・環境基準および正確な表示との整合を確保
		(c) USDA・HHS・EPA	食料供給に係る化学物質への累積曝露を評価する研究および評価枠組みを迅速に策定。ただし、現行の法定義務を超える規制は指示しない。
		(d) HHS	国立衛生研究所(NIH)にて、累積化学物質曝露の評価・診断・治療法に関する独創的な解決策を募る研究者向けの賞金付きコンテストを開催する。従来の化学農薬への依存を減らす、革新的で費用対効果の高い新技術に係る研究を優先的に実施。
第 3 条	再生型農業の推進と農家の繁栄	USDA	現行の「再生型農業パイロットプログラム」の資金を最大化し、拡大策を検討。結果を広く共有し、官民連携で再生型農業の導入を希望する生産者の支援能力を拡充

(出所) 当社作成

³⁶ Whitehouse (2026b)

³⁷ 収穫前乾燥(pre-harvest desiccation)は、収穫直前に除草剤(主にグリホサート)を作物に散布して乾燥を早める収穫補助の手法であり、小麦・大麦・オート麦や豆類などに用いられる。食品への残留の懸念から消費者団体から問題視される一方、米国での実際の収穫前使用は小麦作付面積の約 3%未満にとどまるとされる([NAWG](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)。なお EU では、2023 年のグリホサート再承認に際し、グリホサート自体を 2033 年まで(10 年間)承認する一方、承認条件として収穫前乾燥用途を明示的に禁止した([実施規則\(EU\) 2023/2660](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)。

³⁸ 実質的な新規性のある内容は乏しく、化学物質の累積的な影響の研究などは既存の連邦法(FIFRA)でカバーされている内容であること等が指摘されている([Agri-pulse](#) 紙([2026/7/9](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス))。

³⁹ 例えば、MAHA 派のインフルエンサーのヴァニ・ハリ氏は、「この大統領令は化学物質規制には何の効果もなく、問題を先送りするだけだ」と述べている([Politico](#) 紙([2026/06/29](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス))。

⁴⁰ この[最終規則](#) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)は、農業者が不耕起栽培やカバークロップなどの手法で作物生産に伴う温室効果ガス排出を抑えた場合に、それを算定・証明してバイオ燃料原料として販売できるようにする仕組みで、45Z と呼ばれる税額控除と連動する。もっとも、これは 2025 年 1 月にバイデン前政権下で公表された暫定規則「[気候スマート農業で生産されるバイオ燃料原料に関する技術ガイドライン](#)」(外部リンク、2026/7/10 アクセス)を最終化したもので、骨格は前政権期のものを引き継いでいる。バイデン政権下で「気候スマート農業」と呼んでいたものが「再生型農業」へ改められており、この点でも、既存の枠組みの焼き直しという側面が見てとれる。

4.3 今後の論点

(1) 定義の不在

トランプ政権は、MAHA 運動の具体的な出口として再生型農業を掲げている。しかし、既に見たようにこの概念には確立した定義が存在せず、とりわけ化学投入材（農薬・化学肥料）の扱いをめぐる、話者によって指す内容が大きく異なる。USDA のロリンズ長官は土壌の健康・水質・生産性を強調する一方で化学投入材については一切触れず、その内容は実質的に、バイデン前政権下で推進された「気候スマート農業」を「再生型農業」と呼び変えて再提示したものにとどまるとの指摘もある。対照的に、HHS のケネディ長官は、再生型農業を農家が農薬から脱却するための解決策と位置づけ、化学投入材の削減を前面に打ち出す。

政権としては、再生型農業の定義をあえて曖昧なまま保つことで、中間選挙に向けて農業界と MAHA 派双方の支持を得ることを画策していると思われる。「再生型農業によって土壌の健康を改善する」という方針自体は、MAHA 派の消費者にとっても農業者にとっても聞こえがよく、賛同を得やすい。実際、再生型農業パイロットプログラムや大統領令は、「MAHA に取り組んでいる」という体裁を MAHA 派に示しながら、実質的な化学投入材の削減には踏み込まない内容となっている。しかし、この両にらみの戦略は、選挙戦が激化する中で再生型農業の内実の乏しさが露呈した場合には、反発が加速しかねない。中間選挙に向けて、政権の舵取りが注目される。

(2) 不耕起栽培・カバークロップと農薬をめぐる技術的矛盾

定義の曖昧さは、農法レベルの具体的な矛盾としても現れる。不耕起・減耕起栽培やカバークロップは再生型農業を象徴する取組であるが、これらの農法と化学農薬の削減を両立させることは容易ではない（図表 15）。

耕起の主目的の 1 つは雑草の物理的除去であり、不耕起栽培に切り替えれば、その機能をグリホサート等の除草剤で代替せざるを得ない。結果として、化学物質への依存はかえって高まりやすい。ある環境 NGO も、米国の不耕起栽培では雑草管理を除草剤に大きく依存していると指摘している⁴¹。同様の構造は、土壌の健康を高める代表的な取組であるカバークロップにも当てはまる。Wallander et al. (2021)によれば、米国におけるカバークロップの除去方法として最も主流なのは除草剤の散布である⁴²。不耕起栽培やカバークロップを実施する農家と非実施農家を比較した USDA 経済調査局(ERS)の研究においても、不耕起栽培やカバークロップでは農薬使用量が多くなる傾向にあることが示されている⁴³。

実際に、米国最大の農業団体である米国農業連盟のウェブサイトでは、「農薬は、不耕起栽培やカバークロップといった再生型農業において重要な役割を果たしている。農薬がなければ、農家は炭素吸収や土壌浸食、肥料流出防止に役立つこれらの重要な農法を失ってしまうだろう」⁴⁴と記載されており、これら農法における農薬の重要性を指摘している。

これらの事実は、再生型農業が必ずしも化学投入材の削減に直結せず、むしろ象徴的な取組である不耕起栽培やカバークロップが除草剤の使用を前提としうるという問題を示している⁴⁵。仮に、再生型農業の定義に化学農

⁴¹ Friends of the Earth (2025)

⁴² また、スウェーデンの耕種農家を対象とした選択実験では、グリホサートを禁止するとカバークロップの実施意向が低下することが示されている(Huang et al. (2026))。

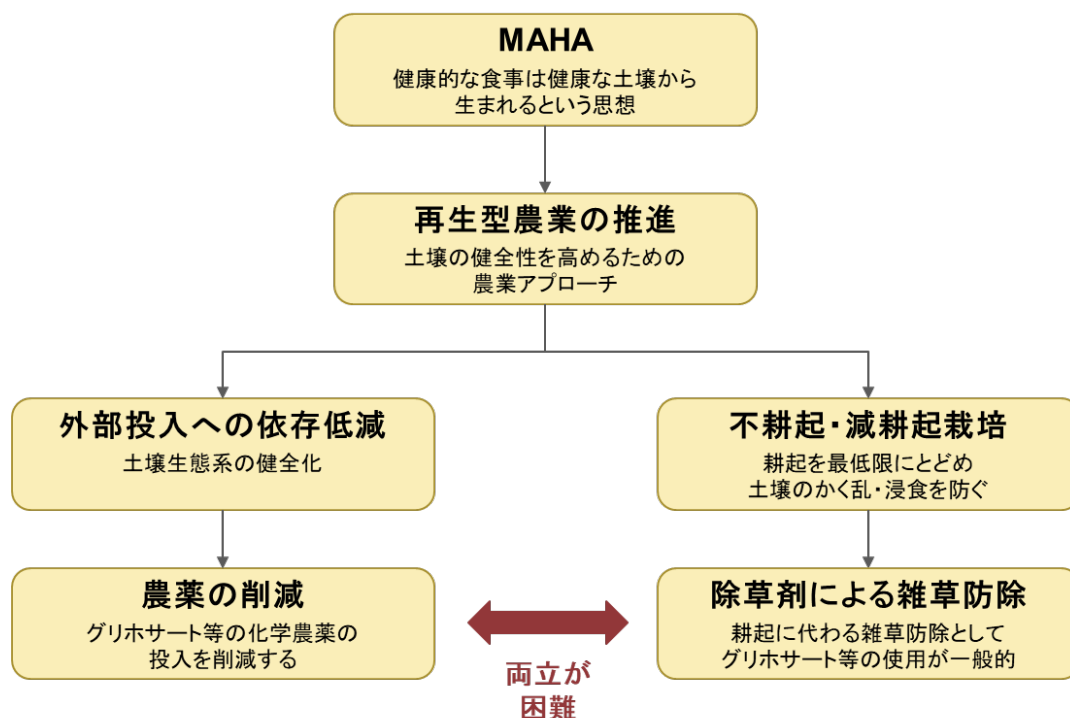
⁴³ Bowman et al. (2025)

⁴⁴ [米国農業連盟ウェブサイト](#) (外部リンク、2026/7/10 アクセス) より。

⁴⁵ この問題はこれまで複数の機関・研究者から指摘されている。例えば、英国の British Ecological Society が刊行した再生型農業に

薬の削減を含めるのであれば、MAHA 派の主張とは整合するが、米国の農業現場の実態とは矛盾し、不耕起栽培・カバー作物等の推進や生産性の向上との両立は困難を伴う⁴⁶。再生型農業の定義の不在は、単なる政治的曖昧さだけではなく、現場の農法において実際に解消困難な課題が存在していることにも起因していると言える。

図表 15 再生型農業をめぐる矛盾



(出所) 当社作成

関する包括的報告書では、不耕起栽培をはじめとする再生型農業の取組がグリホサート等の除草剤なしでは極めて困難である現状に触れ、問題の根深さを指摘している British Ecological Society (2025) (Box 2.3)。

⁴⁶ 環境負荷の低減と生産性向上が両立しうる方向性として、デジタル技術を活用し必要な箇所に適量のための化学農薬・化学肥料を散布する精密農業 (Precision Farming) が今後 1 つの解となりうる (関連するレビューとして、Finger et al. (2019)等を参照)。実際に、現政権では再生型農業と併せて精密農業を推進する動きもみられており、前述の再生型農業にかかる大統領令においても精密農業を推進する文言が含まれている (Whitehouse (2026b))。また下院農業法案 ([H.R. 7567](#)) (外部リンク、2026/7/10 アクセス)においても精密農業を推進する施策が多く含まれている。

5. おわりにかえて: 日本への含意

本稿では、米国における MAHA 運動と農業の接点について概観した。MAHA や再生型農業をめぐる議論は、しばしば政治的なスローガンとして先行して用いられている面が否めないが、こうした米国の状況を反面教師として日本が学べる点も多い。本稿を締めくくるにあたり、日本への示唆を 3 点にまとめたい。

(1) 再生型農業の定義

米国では現政権下において再生型農業が推進されているが、まずはその定義を明確にすることが不可欠である。日本では再生型農業は広く普及した概念とは言えないが、農林水産省が 2026 年 3 月に「再生型農業・持続可能な農地土壌保全に貢献する革新的な日本の技術・アプローチに関するワークショップ」⁴⁷を開催するなど、徐々に浸透しつつある。今後、日本においても再生型農業の推進に向けた議論が増加することが予想される。本稿で見たとおり、米国では再生型農業という言葉が政治的なスローガンとして利用されている向きがあるが、定義に関する共通認識を欠いたまま議論を進めれば、論点がかみ合わず平行線をたどる恐れがある。さらに、定義の空白はラベルや認証の乱立を招き、消費者の混乱を助長しかねない。まず共通の土台を整えることが、生産的な議論の前提となる。

(2) 農法の変更に伴う正負の影響の考慮

再生型農業等の新たなアプローチを推進する際には、農法の変更に伴う環境面のベネフィットとトレードオフを一体として捉える視点が欠かせない。日本でも「みどりの食料システム戦略」において有機農業の推進や化学農薬・化学肥料の削減が掲げられているが、こうした施策の環境便益は、多くの場合トレードオフを伴う。本稿で論じたとおり、例えば不耕起栽培は土壌炭素の貯留に資する一方で除草剤への依存を高めうる。また、化学農薬の削減は、土壌や水質への負荷低減という点では望ましい一方、収量の減少を伴う場合には、同じ生産量を確保するためにより多くの資源や土地を必要とし、結果として単位生産量当たりの環境負荷が増加する可能性もある。重要なのは、ある施策がもたらす短期的な正の効果だけを取り出すのではなく、それがどのような負の影響や中長期的な波及効果を及ぼしうるかまで含めて検討し、トータルの便益に基づいて意思決定を行うことである。こうした多面的なトレードオフを見据えた政策決定が、今後求められる。

(3) 適切なリスクコミュニケーション

米国では、大規模なグリホサート訴訟に MAHA の動きが合流したことで議論が過度に政治化している。しかし、そもそも前提として、化学物質が健康に及ぼす因果的影響を科学的に把握することは構造的に難しく、特に長期的・慢性的な影響については確定的な結論を出しにくい。また、健康リスクは曝露の経路と量によって大きく異なり、散布に従事する作業員、散布地の周辺・下流住民、食品を通じて微量を摂取する一般消費者とでは、リスクの水準は大きく異なる。米国では、これらがしばしば捨象されたまま、「安全だ」「危険だ」と断定する主張が飛び交う場面も見られる。日本でも、消費者の食への不安を背景に、今後規制強化を求める議論が活発化する可能性は否定できない。米国と同じ轍を踏まないためにも、行政やメディアには、科学的知見が不確実かつ更新されるものであることを前提にしつつ、その時点での最良の科学的知見に基づき、丁寧なコミュニケーションを取ることが求められる。

⁴⁷ [農林水産省ウェブサイト](#) (外部リンク、2026/7/10 アクセス) より。

参考文献⁴⁸

- Aimpoint Research (2023) A Future Without Glyphosate: Assessing the Impacts and Costs to Agriculture and the Environment.
- Benbrook (2016) Benbrook, C. M. (2016). Trends in glyphosate herbicide use in the United States and globally. Environmental Sciences Europe, 28(1), 3.
- Böcker et al. (2019) Böcker, T., Britz, W., Möhring, N., & Finger, R. (2019). An economic and environmental assessment of a glyphosate ban for the example of maize production. European Review of Agricultural Economics, 47(2), 371–402.
- Bowman et al. (2025) Bowman, M., Ferraro, P. J., Fuller, K. B., Gramig, B. M., Mosheim, R., Njuki, E., Pratt, B., Rejesus, R. M., Rosenberg, A. Economic outcomes of soil health and conservation practices on U.S. cropland (ERR-353). USDA, Economic Research Service.
- Brécard (2014) Brécard, D. (2014). Consumer confusion over the profusion of eco-labels: Lessons from a double differentiation model. Resource and Energy Economics, 37, 64–84.
- British Ecological Society (2025). Regenerative Agriculture in the UK: An Ecological Perspective. London, UK. ISBN 978-1-0369-1546-9
- Burgess et al. (2019) Burgess PJ, Harris J, Graves AR, Deeks LK (2019) Regenerative Agriculture: Identifying the Impact: Enabling the Potential. Report for SYSTEMIQ. 17 May 2019. Bedfordshire, UK: Cranfield University.
- Coppess (2026) Coppess, J. Chemical Collision: The Pesticide Provisions that Nearly Derailed the House Bill. farmdoc daily (16):76, Department of Agricultural and Consumer Economics, University of Illinois at Urbana-Champaign, April 30, 2026.
- CRS (2025a) Preemption in the Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act. LSB11304 (05/02/2025)
- CRS (2025b) Regenerative Agriculture and Related Food Product Labeling and Marketing Claims. R48610 (07/29/2025)
- Dall’erba et al. (2026) Dall’erba, S., Lacey, C., & Hager, A. (2026). Understanding the systemic impacts of a glyphosate ban on Illinois agriculture: Economic, agronomic, and community perspectives. Weed Technology, Published online 2026:1–26.
- EPA (2020) Glyphosate Interim Registration Review Decision Case Number 0178 (EPA-HQ-OPP-2009-0361-14442) Jan 22, 2020
- EPA (2022) Withdrawal of the Glyphosate Interim Registration Review Decision. (EPA-HQ-OPP-2009-0361-14447) Sep 21, 2022
- EPA (2026) Glyphosate (Last updated on May 5, 2026)
- Fernandez-Cornejo and McBride (2002) Fernandez-Cornejo, J., & McBride, W. D. (2002). Adoption of Bioengineered Crops. Agricultural Economic Report No. 810.
- Finger et al. (2019) Finger, R., Swinton, S. M., El Benni, N., & Walter, A. (2019). Precision farming at the nexus of agricultural production and the environment. Annual Review of Resource Economics, 11(1), 313–335.
- Finger et al. (2023) Finger, R., Möhring, N., & Kudsk, P. (2023). Glyphosate ban will have economic impacts on European agriculture but effects are heterogenous and uncertain. Communications Earth & Environment, 4(1), 286.
- Friends of the Earth (2025) Rethinking No-Till: The toxic impact of conventional no-till agriculture on soil, biodiversity, and human health. April 2025
- Giller et al. (2021) Giller, K. E., Hijbeek, R., Andersson, J. A., & Sumberg, J. (2021). Regenerative Agriculture: An agronomic perspective. Outlook on Agriculture, 50(1), 13–25.
- Gordon et al. (2023) Gordon, E., Davila, F., & Riedy, C. (2023). Regenerative agriculture: a potentially transformative storyline shared by nine discourses. Sustainability Science, 18(4), 1833–1849.

⁴⁸ 参考文献内のリンクは全て外部リンク(2026/7/10 アクセス)

- Happ (2026) USDA's new Regenerative Agriculture Initiative: A step forward or greenwashing? Institute for Agriculture and Trade Policy (IATP), February 5, 2026.
- Huang et al. (2026) Huang, V. W., Edenbrandt, A. K., & Röös, E. (2026). Ban glyphosate—does it affect the Swedish farmers' willingness to grow cover crops? Applied Economic Perspectives and Policy, aepp.70073.
- Kniss (2017) Kniss, A. R. (2017). Long-term trends in the intensity and relative toxicity of herbicide use. Nature Communications, 8(1), 14865.
- Livingston et al. (2015) Livingston, M. J., Fernandez-Cornejo, J., Unger, J., Osteen, C., Schimmelpfennig, D., Park, T., & Lambert, D. (2015). The economics of glyphosate resistance management in corn and soybean production. (ERR-184). USDA, Economic Research Service.
- Newton et al. (2020) Newton, P., Civita, N., Frankel-Goldwater, L., Bartel, K., & Johns, C. (2020). What is regenerative agriculture? A review of scholar and practitioner definitions based on processes and outcomes. Frontiers in Sustainable Food Systems, 4, 577723.
- Schreefel et al. (2020) Schreefel, L., Schulte, R. P. O., de Boer, I. J. M., Schrijver, A. P., & van Zanten, H. H. E. (2020). Regenerative agriculture – the soil is the base. Global Food Security, 26(100404), 100404.
- The Direction Group (2024) The Role of Crop Protection Tools & Impact on Farm Bill Programs.
- USDA ERS (2025) Genetically engineered varieties of corn, upland cotton, and soybeans, by State and for the United States, 2000–25. Last Updated 12/12/2025
- USDA NRCS (2026a) 440 NI Part 307 – Instructions for Implementing National Programmatic and Landscape Conservation Initiatives and Pilot Programs Subpart B – National Programmatic Initiatives Exhibits 307.14 Regenerative Pilot Program
- USDA NRCS (2026b) USDA NRCS Regenerative Pilot Program (RPP) and Certified Technical Service Providers (TSPs). March 5, 2026
- USGS (2025) Estimated Annual Agricultural Pesticide Use. (Page Last Modified: December 16, 2025)
- Van Deynze et al. (2022) Van Deynze, B., Swinton, S. M., & Hennessy, D. A. (2022). Are glyphosate-resistant weeds a threat to conservation agriculture? Evidence from tillage practices in soybeans. American Journal of Agricultural Economics, 104(2), 645–672.
- Wallander et al. (2021). Wallander, S., Smith, D., Bowman, M., & Claassen, R. Cover crop trends, programs, and practices in the United States (EIB-222). USDA, Economic Research Service.
- Whitehouse (2026a) Promoting the National Defense by Ensuring an Adequate Supply of Elemental Phosphorus and Glyphosate-Based Herbicides. Executive Orders. February 18, 2026
- Whitehouse (2026b) Advancing Regenerative Agriculture and Strengthening American Farm Resilience. Executive Orders. June 25, 2026.
- Ye et al. (2021) Ye, Z., Wu, F., & Hennessy, D. A. (2021). Environmental and economic concerns surrounding restrictions on glyphosate use in corn. Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, 118(18), e2017470118.

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さま自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。